

## 台湾の労工保険

～聞かれたことはあると思いますが、ご利用はされましたか？～

横井雅史（横井葉顧問有限公司 董事長）

今回は台湾で仕事をした事のある日本人ビジネスマンの誰もが聞いたことがあっても殆ど忘れてしまって利用していない、労工保険の老年給付金と言うものをテーマにしています。

まず冒頭部分で概要説明をさせていただき、その後の実話を交えたお話をし、その中でなぜ皆さんが忘れてしまうのかも考えてみますので、是非じっくりと読んでみてください。しかも、これは皆さん自身のフトコロにも直結するお話ですので、特に台湾駐在したことがある方は必ず目を通してください。よろしくお祈りします。

### 【労工保険は台湾の社会保険の一つ】

台湾の社会保障制度の一環で、通常の従業員（即ち、軍人、公務員、教職員、未就業国民、農民を除く者）に関する強制的なものとしては、労働基準法に定めている退職金制度と社会保険制度としての労工保険があります。

台湾では1943年より退職金制度と社会保険を開始させ、実際の必要性を観ながら随時各制度の内容を充実させるための調整がなされて来ています。

従業員等の老後の経済的保障の充足と制度の完全さを目指し、ここ15年以内になされた改善項目としては、①2005年に退職金制度を旧来の確定給付型から確定拠出型に切り替えたこと、②2008年に国民年金保険制度を新たにスタートさせたこと、③2009年に労工保険の老年給付金に年金支給方式を新たに採用実施したことが挙げられます。

台湾の社会保険の加入状況としては、労工保険には1,037.2万人（前年比+約10万人）、国民年金保険には328.7万人（前年比-約6.2万人）、農

民保険には113.0万人（前年比-約4.5万人）、公教職員保険には58.9万人（前年比+約5千人）が加入となっています。

また、社会保険加入者が25歳から64歳の国民人口に占める比率としては、労工保険が最も多く61.0%、国民年金保険が23.1%、農民保険が3.4%、公教職員保険は4.0%で、その他の8.5%は軍人保険或いは保険に未加入或いはすでに退職して関連の給付を受給している状況だと推測されます。

※ここまでの記載内容は、国家發展委員会人力發展局発行の『我国老年經濟安全制度概況（2018年）』を参照して作成しています。

### 【労工保険は色々な項目をカバーしている】

労工保険の制度の概要としては以下の様になっています。

- ・基本法令：労工保険条例、就業保険法及び労工保険条例施行細則
- ・保険取扱機関：労働部労工保険局 <http://www.bli.gov.tw/>
- ・被保険者：従業員（人数の制限はない）
- ・保険料率：11%（就業保険率1%を含む）
- ・保険料負担割合：会社70%、本人20%、台湾政府10%
- ・給付項目：出産育児、傷害疾病、医療、障害、失業、老年、死亡

上記の様に労工保険には多くの給付項目が含まれますが、今回のコラムのテーマである老年給付



金に絞って記載します。

**給付条件：**

- a. 保険加入年数が合計満 15 年で、満 62 歳の場合には老年年金（月次給付）
- b. 保険加入年数が合計 15 年未満で、満 62 歳の場合は老年給付（一時金）

給付年齢については、2009 年 1 月 1 日より計算して 10 年目に 1 歳引き上げ、その後 2 年ごとに 1 歳、最高 65 歳を限度として引き上げるようになっていきます。

また、2008 年 12 月 31 日以前に保険加入年数がある方は、一定の条件に該当する場合には老年年金（月次給付）或いは老年給付（一時金）のいずれかを選択することができます。（例 1：保険加入年数が合計満 1 年で男性は満 60 歳、女性は満 55 歳の退職者、例 2：保険加入年数が合計満 15 年で満 55 歳の退職者、など）

2009 年以降にしか保険加入年数がない方は、満 15 年の場合は老年年金（月次給付）となり一時金の受給方式は選択はできません。

**給付標準：**

- a. 老年給付（一時金）
  - i. 保険加入年数が合計して満 1 年ごとに平均付保金額 1 か月分の老年給付を支給。その保険加入年数が合計で 15 年を超える場合、超過した部分については満 1 年につき 2 か月の老年給付を支給。但し最高で 45 か月分を限度とします。満半年の場合は 1 年分として計上します。
  - ii. 保険者が 60 歳を超えて引き続き就労する場合、60 歳を超えた後の保険加入年数は最高で 5 年として計算し、退職時に上項の規定により老年給付を支給。但し 60 歳以前の老年給付と合わせて最高で 50 か月分を限度とします。
- b. 老年年金の月額（次の i と ii の多い方）
  - i. 保険加入平均月額給与 × 保険加入年数 × 0.775% + 3,000 元

- ii. 保険加入平均月額給与 × 保険加入年数 × 1.55%

年金の給付を繰り延べる場合は、1 年繰り延べるごとに上記で計算した給付金額に 4% 加算した金額を支給。増額の上限は 20% までとなっています。

また、経過措置の条件を満たして繰り上げ受給を申請する場合には、1 年ごとに上記の計算額から 4% を減額して支給されることとなります。繰り上げ可能年数は最高で 5 年で減額の上限は 20% です。

※以上の記載内容は、デロイト台湾発行の『台湾ビジネスガイド』2020 年 1 月版を参照して作成しています。

ところで、海外駐在員等の年金に関する問題として、年金保険料は現地の法令で強制されて納付しても実際に年金の受給条件を満たすためには相当年数の加入が必要となるため最終的に年金受給につながらないという問題や、双方で年金保険に加入すると保険料の負担がかなり重くなってしまいう問題もあり、これらを解決するために日本は 20 か国以上の国と社会保障協定を締結しています。

- ①保険料の二重負担を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）、
- ②年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）ことを目的として締結されています。

※この記載内容は、日本年金機構のホームページを参照して作成しています。

ところで、台湾では社会保障協定に関する問題提起をどこからも指摘されたことがありませんが、恐らく次の 4 つの理由からだと考えられます。

1. 台湾の労工保険料は個人負担が 20% であり、

また保険加入月額等級の最高額が駐在者にとっては実際よりもかなり低い金額となるため、保険料の負担感が非常に軽く二重加入による負担問題が実務上小さいこと。

2. 台湾では加入満1年で受給条件が満たされるため加入期間通算の必要性がないと思われること。
3. 日本側では通常は健康保険と厚生年金がセットになっていることもあり年金だけを外すことが実務的に困難であったこと。
4. 台湾で従業員に対する年金制度の開始が2009年からであり歴史が浅いため年金問題として取り上げられる状況がまだ発生していないこと。

もともとは労工保険の中の老年給付という一時金の給付制度が2009年の年金制度改革の際に年金方式での給付方式も採用され、会社に勤める多くの方々も年金が貰えるようになったと言えます。そして年金という形式で受給できるためには15年以上の加入期間が必要ですが、一時金としては1年だけの加入期間であっても給付金が支給されますので、受給条件を満たすためには1年で良いということになります。(ちなみに、日本では年金受給が可能になるのは10年の加入期間が必要でそれを満たさない場合には、年金も一時金も一切支給されないことになっています。)

因みにここで、実際に労工保険に加入した場合の保険料を計算してみましょう。日本から派遣された台湾駐在員が月額10万元の給料を受けるとすると本人負担額は幾らになるかを計算してみます。

外国籍ですので就業保険の1%分は対象外になり、計算に使用する保険料率は10%となります。また本人負担割合は20%（会社70%、台湾政府10%）です。労工保険に加入する際の月額現時点の最高等級で45,800元（文末に掲載の月額等級表をご参照）ですので、 $45,800 \times 10\% \times 20\%$ で916元となります。給与の0.916%という軽い

負担比率になります。

### 【実話編】

あれは今から2年ほど前、場所は台北市日本工商会某部会の忘年会。食事が始まってよもやま話をした後、各々の駐在年数の話になりました。隣に同席されていた三人の方は年齢5,60代で既に10、15、25年とかなり長期の駐在をしておられました。

駐在年数をお聞きした所で、私は彼らがきっとかなり驚くだろうと密かに推測しながら得意になって話し始めました。話のポイントは三人とも一定年齢になった時に忘れずに申請手続きをすればかなりのお金が貰える事、日本円で約150万、230万、530万円になるという内容でした。

彼らは途中から前のめりになり、私が話し終えるのを待たず満面の笑みで「持つべきものは友達だねえ！」と先ずはビールで乾杯、大いに喜んでいただき話も弾みその日の宴会は予想以上に盛り上がりました。

少々マンガみたいな文章になってしまいました。が実際にあった話です。私が得意になって話してしまったのは特に秘密でも特例でもなく、労工保険と言う台湾の社会保険の一つである保険の給付項目の一つです。

経験的な推測では90%以上の日本人ビジネスマンは、この老年給付金と言う制度の存在を認識していない、或いは忘れてしまっています。その理由は私が気付いただけでも以下の5点が挙げられます。

#### 1. 保険料負担感がない

日本人であっても台湾駐在中に被雇用者になればこの保険に入る必要がありますが、手取り給与額の保証をされている方にとっては保険料は会社持ちであることとなり、本人の懐が傷まないのが全く印象に残っていない可能性が高いこと。

#### 2. 保険証が存在しない

25年ほど前は労工保険証が発行されていたの



ですが、現在は保険証が発行されなくなってしまうので、この保険に加入していたことを本人が十数年後に確認することが難しいこと。認知度が低い大きな原因でもあります。

### 3. 申請時点は遠い将来

この給付金を申請できるタイミングは、本人が60歳以降の退職する頃なので、帰任して台湾から離れる時には脳裏から完全に消えてしまっている場合が多いことも一つの要因です。

### 4. かつては厳格だった

昔は外国人による給付金の申請実績がまだ少なかったことなどにより、申請時に居留証を有していないと保険局の窓口で受け付けしてもらえないなど申請をするためのハードルが高かったこと。

### 5. 何でも会社にお任せ

駐在員に関する事項はほとんど会社が面倒見てくれることが多く、本人が自分でやる事を意識していないので、退職後に申請可能年齢になってもすでに離れた会社が何も言ってくれない確率は高く、当然これに気が付かない人が多いのは容易に想像できます。

さて、話を先程の忘年会に戻しますが、たまたまお隣にいた方達は台湾滞在期間が比較的長く、まだまだ台湾にて働かれるご予定なので、「皆さんが申請できる歳になったら忘れずにやっておいて下さいね」と言うアラームの意味も込めたお話をしましたが、申請できる年齢も近いし、金額もさることながら、申請時に台湾にいる可能性が高いので、こんな美味しい話を忘れてしまう事はないと確信しています。

しかし問題は今まさにこのコラムを日本で読んでいらっしゃる台湾駐在経験者であるあなたです。結論から先に言えば、この老年給付金がもらえるのは先に述べた人たちのように長く台湾にいる人に限らず、最低1年でも保険に入っていた人でも支給の対象になります。金額が多いか少ないかの違いだけです。つまりこの文章を読んでおら

れる方はかなりの確率で対象になるという事なのです。

### (計算の仕方)

受給額の計算式は、まず保険加入期間のうち規定による一定期間の値をとり、その月額等級額に保険加入年数をかけますが、月額等級の最高額は現時点で45,800円となっており、もしこの等級で1年間この保険に入っていたのであれば給付金は45,800円、3年間であればその3倍、10年間であれば10倍となります。そして16年目からは1年につき2倍の91,600円となり、合計額は最高で45か月分までと言う事になります。16年目からは加算スピードが倍になるので30年加入していると15 + 15 × 2で最高の45か月に達します。(また、60歳以降の加入期間は最大5か月分まで加算でき、累計で50か月分までとなります。)

ちなみに、先ほど登場した25年の方は当時の最高月額等級額が42,000円であったはずなので、 $42,000 \times 15 + 42,000 \times 10 \times 2$ で1,470,000円となり、日本円で約530万円と計算されます。

### (受け取り方)

受取銀行口座としては、すでに台湾には銀行口座を持っておらず、日本の銀行口座しか持っていない場合には日本の口座を指定して、労工保険局から外国為替送金してもらうことも可能です。

### (申請可能時)

基本的には62歳以降で労工保険をすでに脱退している時点。従前は60歳であったが2018年からは2年毎に1歳ずつ上方調整が行われており次の様になっています。

西暦年	2009-17	2018-19	2020-21	2022-23	2024-25	2026以降
請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

また、年金の受給開始時期は最高で5年までは繰り上げて請求することもできますが、一年につき4%減額されることとなります。

出生年	1957年前	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年・
法定年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
減額請求	55-59歳	56-60歳	57-61歳	58-62歳	59-63歳	60-64歳

請求権の消滅はないので申請手続きが数年後になっ  
てしまっても問題ありません。

ところでこの給付金の話をすると必ず出てくる  
当事者についても触れておきます。

先ずは会社であるが、過去の台湾の労働保険の  
ことを日本の親会社に聞いてもなかなか動いてく  
れないことが多いです。またお金が入るとなると  
それは会社に入れるべきものだという見解も現れ  
ることがあり、予期せぬ方向に事が発展してしま  
うことがあります。そもそもこれは給与、賞  
与、所得税の話ではなく、老年まで生き延びた者  
への保険給付金であるので本人が受給する権利を  
持っています。

台湾だけではなく他の国でも同様の制度は存在  
していて、個人が受取ることには問題はないとい  
うのが従前の裁判の結果などを通してすでに確立さ  
れているそうです。念の為、グローバル展開をし  
ているコンサルタントに確認した際も、「法的に  
も個人の勝利が確定しているの、会社が弁護士

を雇って戦おうとしてもまともな弁護士なら受け  
ませんよ。」と回答を受けました。

次は配偶者です。金額の大きさからすると  
ちょっとしたポケットマネーになるので、配偶者  
に話をするかしないかを悩まれる方が多いです。  
各々種々の状況があるので一概に何とも言えない  
のですが、年金方式で受け取りをする場合にはや  
はりちゃんと配偶者にお話をしておいた方が安全  
でしょう。

以上です。あなたは対象になりますでしょ  
うか？全く記憶にないですか？

ではどうすれば良いでしょうか。解決策は至極  
簡単です。勿論コロナの収束後しか実現できませ  
んが、まず還暦を迎えたらなんとか台湾に行く機  
会を作って、旅行予定表の行き先の中に真っ先に  
労働部労働保険局を入れてください。パスポート、  
昔の居留証のコピー、統一證号という外国人用  
ID番号など、過去の保険加入の状況を確認する  
のに役立ちそうな物を持参して申請窓口へ足を運  
べば基本的に全てがスムーズに進みます。

**労働部労働保険局**

**台北市中正区羅斯福路一段4号**

(参考資料)

労働保険加入給与等級表		2020年1月1日より施行
加入給与等級	給与月額総額（現物支給は現金に換算）	保険加入月額
第1級	23,800元以下	23,800元
第2級	23,801元～24,000元	24,000元
第3級	24,001元～25,200元	25,200元
第4級	25,201元～26,400元	26,400元
第5級	26,401元～27,600元	27,600元
第6級	27,601元～28,800元	28,800元
第7級	28,801元～30,300元	30,300元
第8級	30,301元～31,800元	31,800元
第9級	31,801元～33,300元	33,300元
第10級	33,301元～34,800元	34,800元
第11級	34,801元～36,300元	36,300元
第12級	36,301元～38,200元	38,200元
第13級	38,201元～40,100元	40,100元
第14級	40,101元～42,000元	42,000元
第15級	42,001元～43,900元	43,900元
第16級	43,901元以上	45,800元